三　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の三第一項第五号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十の二第七項各号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）

(1)　第三十九条の四十の二第七項第一号に定める金額　法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（(2)において「調整前連結税額超過構成額」という。）に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十の二第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(2)　第三十九条の四十の二第七項第二号に定める金額　調整前連結税額超過額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五第三項に次の二号を加える。

八　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の三第一項第十号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十五第四項各号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）

(1)　第三十九条の四十五第四項第一号に定める金額　法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（(2)において「調整前連結税額超過構成額」という。）に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(2)　第三十九条の四十五第四項第二号に定める金額　調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

九　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の三第一項第十一号に掲げる規定によるものである場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　前条第十四項の規定により計算した金額は、ないものとする。

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　前条第十四項の規定により計算した金額は、同項に規定する調整前連結税額から控除された金額から法第六十八条の十五の三第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除して、前条第十四項の規定を適用して計算するものとする。

第三十九条の四十五を第三十九条の四十五の三とし、第三十九条の四十四の次に次の二条を加える。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五　法第六十八条の十五第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損益金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が二千万円以上の機械及び装置とし、建物及びその附属設備（以下この項において「建物等」という。）並びに構築物にあつては一の建物等及び構築物の取得価額が一億円以上のものとする。

2　法第六十八条の十五第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　指定連結親法人（法第六十八条の十五第一項に規定する指定連結親法人をいう。以下この号及び第四項において同じ。）又はその指定連結子法人（同条第一項に規定する指定連結子法人をいう。以下この号及び第四項において同じ。）で特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下第四項までにおいて同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）

ロ　特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設した指定連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設した各指定連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

3　法第六十八条の十五第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定国際戦略事業（法第六十八条の十五第一項に規定する特定国際戦略事業をいう。次号において同じ。）の用に供した特定機械装置等につき同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額